	同項各号に掲げる規定」と	同項各号に掲げる規定（旧効力連結措置法第六十八条の十第二項又は第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と
第三項	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定を含む。）
	同項後段	法第六十八条の十五の三第一項後段
	第六十八条の十五の二第六項の規定	第六十八条の十五の二第六項の規定（旧効力措置法第六十八条の十第十三項の規定を含む。）
第三項第六号	第六十八条の十五の三第一項第八号に掲げる規定	第六十八条の十五の三第一項第八号に掲げる規定又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定
	第三十九条の四十五第四項各号	第三十九条の四十五第四項各号に定める金額又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「旧効力措置法施行令」という。）第三十九条の四十第八項各号
第三項第六号イ	当該金額	これらの金額
	当該規定	それぞれこれらの規定
第三項第六号ロ	当該規定	それぞれこれらの規定
	次に掲げる金額の区分	それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる金額の区分
	（次に掲げる金額	（これらの規定ごとに次に掲げる金額
第三項第六号ロ(1)	第三十九条の四十五第四項第一号	第三十九条の四十五第四項第一号又は旧効力措置法施行令第三十九条の四十第八項第一号
	第六十八条の十五第二項	第六十八条の十五第二項又は旧効力措置法第六十八条の十第二項
	同項	これら
第三項第六号ロ(2)	第三十九条の四十五第四項第二号	第三十九条の四十五第四項第二号又は旧効力措置法施行令第三十九条の四十第八項第二号
	第六十八条の十五第三項	第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十第三項
	同項	これら

（連結法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）

第十八条　改正法附則第八十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の二十一（第二項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の五十一の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第十九条　改正法附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の四十五（第三項から第五項まで及び第十項から第十五項までに係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の七十四の規定は、なおその効力を有する。

2　改正法附則第八十二条第二項の規定を適用する場合において、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する中小連結法人（次項及び第七項において「中小連結法人」という。）に該当するかどうかの判定は、平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日の現況による。

3　前項の場合において、平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しないときは、当該事業年度開始の日において改正法附則第六十五条第二項に規定する中小企業者（第六項において「中小企業者」という。）に該当する法人は、中小連結法人に該当するものとして改正法附則第八十二条第二項の規定を適用する。

4　改正法附則第八十二条第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人（改正法附則第六十五条第二項の規定の適用を受ける法人を含む。以下この条において「適用法人」という。）が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）により改正法附則第八十二条第四項に規定する準備金設定資産を移転した場合における同条第七項、第十項又は第十三項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適用については、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この条において「合併法人等」という。）が同項に規定する中小連結親法人又は中小連結子法人（第六項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）に該当するかどうかの判定は当該適格合併等の日の現況によるものとし、当該適格合併等に係る合併法人等が平成二十四年四月一日後に設立されたものであるときにおける改正法附則第八十二条第七項、第十項又は第十三項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する経過期間は当該適格合併等に係る適用法人の同日以後最初に開始する連結事業年度（同日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日から当該適格合併等の日の前日までの期間とする。

5　平成二十四年四月一日以後に開始する連結事業年度において旧法第六十八条の五十八第十一項において準用する旧法第六十八条の四十三第十項に規定する適格合併又は旧法第六十八条の五十八第十二項若しくは第十四項に規定する適格分割若しくは適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）によりこれらの規定に規定する特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた場合には、改正法附則第八十二条第六項、第八項及び第十一項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人は適用法人とみなす。

6　改正法附則第八十二条第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人で、中小連結親法人又は中小連結子法人に該当するもの（中小企業者に該当するものを含む。）が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める連結事業年度終了の日において有する特別修繕準備金の金額（同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額をいう。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度（同日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日から同日以後四年を経過する日（以下この号及び次号において「四年経過日」という。）を含む連結事業年度終了の日までの間において中小連結親法人又は中小連結子法人に該当しないこととなった場合（その間を含む各事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、中小企業者に該当しないこととなった場合を含む。）　当該四年経過日を含む連結事業年度

二　四年経過日を含む連結事業年度（四年経過日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の日の翌日以後において中小連結親法人又は中小連結子法人に該当しないこととなった場合　その中小連結親法人又は中小連結子法人に該当しないこととなった日を含む連結事業年度